

合志市農業委員会総会議事録

1．開催日時 令和5年12月11日（火）午後1時30分から午後2時40分

2．開催場所 合志市役所2階大会議室

3．出席委員（13人）

会 長	14 番	福 嶋	求仁子
会長職務代理者	1 番	平 山	和 敬
委 員	2 番	清 原	啓 喜
"	3 番	上 野	育 夫
"	4 番	平 野	昭 代
"	6 番	村 上	幸 記
"	7 番	長 野	昌 治
"	8 番	齋 藤	典 夫
"	10 番	城	英 夫
"	11 番	青 木	恵 夫
"	12 番	岡 田	政 広
"	13 番	坂 口	正 子

4．欠席委員（1名）

委 員 9 番 野 田 隆 一

5．議事日程

（1）議事録署名者

（2）農家調査及び現地調査員

（3）議案

第1号議案	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第2号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案	農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて
第5号議案	あっせん委員の指名について

第1号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用（届出）について
第2号報告	非農地判断について

6．農業委員会事務局職員

局 長	坂 上 範 行
次 長	竹 田 直 広
主 幹	上 村 恭 子

○事務局長 それでは、ただいまより令和5年12月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 皆様お疲れ様です。季節外れの暖かさで、何か今日は、感じると春のようなですね、作付する作物によっては、こういう気温の変化が、収穫時期までにどういう変化になってくるのか心配するところです。私は玉ねぎの方は失敗してしまったものですから、今年度はしっかりと被害管理をして、出荷できる立派な玉ねぎを作りたいと思っていますところです。さてこの1ヶ月間いろいろございました。特に女性の大会の中では、九州沖縄ブロックでニュースカイホテルの方で約350名ほどが集まりまして、大きな大会を無事終わらせていただきました。1年がかりで準備をして、いろんな農業団体であるとか、あるいは、合志市内のですね農業者の皆さんとか商品の提供、協賛金の提供をいただき、いろいろなご協力をいただいた事で、大きな大会が終わったものと思っています。本当に皆様にはお世話になりました。また新聞にも出ましたけれども、私事ですけれども、熊本県の農山漁村の女性活躍表彰ということで、女性地域社会参画部門の方で、熊本県知事賞を12月4日の日にお受けすることができました。この賞というのは本当に長年のそれぞれの活躍というのを見ていただいたと思っています。特に農業委員会の活動に関しては、皆さんが私を会長として、認めていただいたものと思って、いろいろ活動することによって、いろんなところへ行ってお話をする機会があったり、要請する機会があったりということで、それが実績として女性登用に、今回熊本県内でも5名の女性会長が誕生したり、100名以上の女性の農業委員さんが誕生するという、そういう結果を見て、この賞がいただけたと思っています。また地域の中での活動というのは1人ではできなくて、私の周りにいらっしゃるいろんな皆さんの力を得た上で、活動が成り立つものだと思っていますので、この賞に関しては本当に皆さんに感謝を申し上げたいと思っています。それから営農組織の方も少し関わらせていただいているのですが、集落営農組織のこれからということで話し合いがありまして、農業委員会のなかで地域計画図のことについてもお話をいただきました。残念ながら合志市はですね事務局の農政課が欠席でしたので合志市からの発表はなかったのですが、合志市としましても来年に入りましてから地域の話合いが出来ればいいなと考えております。担い手である若手の皆様に参加できる形が出来ればうれしいと事務局と話しております。計画がまとまりましたらご出席いただきますようお願いいたします。それでは今月の総会を始めさせていただきます。最後までどうぞよろしくお願いします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、9番野田委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中13名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携

携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） それでは、3.の議事に入ります。

議事録署名者につきましては2番 清原委員、3番 上野委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 1番 平山委員 2番 清原委員 3番 上野委員 6番 村上委員 7番 長野委員 12番 岡田委員 推進委員 18番 谷山委員 20番 清原委員以上8名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、議案に入ります。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりでなっています。申請の理由は規模拡大のための売買でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの中央左斜線部分が申請地です。大津植木線の北側に位置する農地です。4ページが申請地の現況写真です。次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。次に6ページをお開きください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第6号の地域との調和要件は、申請地は申請人がこれまで作付けしていた農地であり、今後も同様にスイカ等を作付けし、畑として利用する予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の6番 村上委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（村上幸記君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。11月29日の午前9時頃、私と安武推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

申請地は申請人がこれまで作付けしていた農地です。許可後も同様にスイカ等を作付けする予定のため、農地への影響は心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

- 議長（福嶋求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』7ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。合生文化会館の西側に広がる農地です。8ページが申請地の現況写真です。9ページは、保有されている農業機械の写真です。次に10ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は野菜等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

- 議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 谷山委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○推進委員18番（谷山堅君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。11月29日の午前9時30分頃、私と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、規模拡大の売買です。申請地付近に申請人の耕作する農地があるた

め、効率よく作業を行うことができます。許可後、野菜等を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございますか？

○議長（福島求仁子君） はい、坂口委員

○13番（坂口正子君） すいませんこの写真を見る限りで何か削ってあるような感じに見えるんですけど、これは何のために削ってあるのでしょうか？

○事務局 こちらの場所がですね最近まで少し荒れた状態になっておりまして、現在の土の入れ替えをされているということで、このような状況になっております。

○議長（福島求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

○議長（福島求仁子君） はい、斎藤委員。

○8番（斎藤典夫君） ちょっと質問させていただきたいんですけども、この方は新規就農で経営状況が全くないということで、初めての就農だと思うんですが、この農地の近辺にご親戚があるから農業機械とかを借りることができるんでしょうけど、住所が豊岡なので、こっから通っていった作業小屋とかそういう関係をどうされるんだろうか。一応、担い手対策員も兼ねておりますんで、その辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（福島求仁子君） 事務局お願いします。

○事務局長 農業機械はですね、使う時だけ親戚から借りると聞いております。農機具の倉庫とかについては現段階では計画されていない様子です。これから農業を行っていく中で考えていかれるのかなというところで思っております。それから、併せていいますと今回トラクターだけの写真掲載になったのですが、それ以外にもねぎの皮むき器は購入しますという計画になっておりまして、ねぎの管理機につきましても借りますということでした。借りるあてがあるのであればその機械の写真を提出してくださいとお願いしたところなんですけど、JAが貸し出しを行っているのをそれを利用しますとのことで今回は写真の掲載には至りませんでした。

○8番（斎藤典夫君） この場では所有権移転の審議なので今後はご本人の判断にお任せするしかないかなと思っております。

○事務局長 すみません併せて申し上げますとですね、実はこの方はずっと以前から

農業をしたいんだということで相談を受けていました。お話を聞いてですね、将来的な大きい夢を語られるんですけども、なかなか現実性が伴っていないなというところで、もうちょっと農業を実際やっていくためにはどういう準備が必要でっていうのがありますから、それについて実際やっていけるように、まずは準備してくださいねというそういうやり取りもあった中で、長い期間ですねそういうのがあった中で、今回の申請については何とかご審議いただけるものになったかなということで申請を受け付けたものでございます。

○議長（福嶋求仁子君） いま事務局のほうから説明がありましたけれども、長い間ですね農業をやりたいと、あと福祉のお仕事にも力を注いでおられますので、農福連携という形で農家をやりたいんだという大きな夢と意欲があるんですけども、農業をやっていくのは大変だという話をしてもなお、農業をやりたいという気持ちが変わらず夢の実現のため進んでいきたいという彼の熱意がですね折れずにずっときているので、作付けなどにつきましては農協などを紹介しながらですね、頑張っていく意志は固くあるなっていうのをですねちょっと見たものですから、今回この申請の方を挙げさせていただいたところです。なのでよろしく願いしたいと思います。

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号3につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。所有権移転番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、新規就農のための売買でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』11ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。フレッシュ工房の南側に広がる農地です。12ページが現況写真です。13ページは、保有されている農業機械の写真です。申請人は現在機械を所有していないため、地元農家の方やJAに借りる予定です。次に14ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第6号の地域との調和要件ですが、申請地は現在作付けされておりませんが、許可後はキャベツ・ネギを作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

- 議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 2番（清原啓喜君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。11月29日の午前10時頃、私と清原推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、新規就農のための売買です。申請人は福祉関係の事業に8年従事し農薬の少ない野菜を自身で栽培したいと思い購入を決断したそうです。許可後はキャベツ等の野菜を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

- 議長（福島求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号4につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

- 事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。所有権移転番号4、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、新規就農のための売買でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』15ページをご覧ください。図面中央右上側の斜線部が申請地です。ファミリーマート合志合生店の南東側に広がる農地です。16ページが現況写真です。17ページは、保有されている農業機械の写真です。次に18ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人で

あり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第6号の地域との調和要件ですが、申請地のうち2筆は田として利用しており、2筆は畑として利用されています。今後はさといも・玉ねぎ等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

- 議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 2番（清原啓喜君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。11月29日の午前10時30分頃、私と鈴木推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は新規就農のための売買です。申請地の近くに申請人の自宅があり効率よく作業を行うことができます。許可後は野菜等を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

- 議長（福島求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号5につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

- 事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。所有権移転番号5、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、家庭菜園の売買でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』19ページをご覧ください。図面中央右側の斜線部が申請地です。衛藤牧場の東側に広がる農地です。20ページが現況写真です。21ページは、保有されている農業機械の写真です。次に22ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要

件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様に野菜等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

- 議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番 岡田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。11月29日の午前11時30分頃、私と渡邊推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は家庭菜園のための所有権移転です。申請地付近に申請人の自宅があり効率よく作業を行うことができます。また、許可後は野菜等を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号5について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号5は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用番号1につきまして上程いたします。なお、本案件につきましては、第3号議案農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1と同一の転用事業ですので、この2つの議案につきまして併せて上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 第2号議案の番号1、第3号議案 所有権移転の番号1が同一事業でありますことから併せてご説明申し上げます。議案書の3、4、5ページをお願いいたします。議案書の3ページの申請人、土地の表示、地目、面積と次ページの所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、5条については売買による所有権移転です。議案書別紙の23ページをお願いします。図面中央の赤枠斜線部分が5条の申請地で、その中の赤色で着色してある箇所が4条

の申請地です。ルーロ合志の南側にあり、森本整形外科の西に位置する農地です。次の24、25ページが申請地の現況です。次の26ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人です。当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地（14区画）を整備する計画です。27ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、4条も5条も同じで、次の28ページにお示しておりますとおり、申請地は御代志市民センター内の支所から約300mしか離れていない農地でありますことから、農地区分は「概ね300m以内に役所等が存在する農地」に該当するため、第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、4条も5条も同じで、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年11月29日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西及び南側の一部が農地に接していますが、周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのこと、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用番号1及び農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用番号1及び農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第4条第4項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の29ページをお願いします。図面下側太枠斜線部分が番号2の申請地で、宮川内科の南東で県道大津植木線の東に位置する農地です。次の30ページが申請地の現況です。31ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地（8区画）を整備する計画です。32ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の33ページにお示ししておりますとおり、赤色で着色している農地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当します。次に緑で着色している農地については東側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である宮川内科医院及び公益的施設であるさかえ保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり、今回申請地について、全て許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年11月29日の午前、私と林推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の一部は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございました。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は駐車場及び転回場への転用で、贈与による所有権移転です。議案書別紙の34ページをお願いします。図面中央左側の太枠斜線部分が番号3の申請地で、百花園ゴルフ場の北側にあり、県道大津植木線の南に位置する農地です。次の35ページが申請地の現況です。36ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を父から贈与により取得し、大型トレーラーハウスの駐車場及び転回場を整備する計画です。37ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の38ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.7haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年11月29日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請人及び申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の東及び南側の一部が農地に接していますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、南側の地権者とは協議のうえ、駐車場の整備を進めるとのことだったため、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

賃借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は店舗駐車場への転用で、賃借権設定です。議案書別紙の39ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、陸上自衛隊自動車教習所の西側、ひかりの丘保育園の北に位置する農地です。次の40ページが申請地の現況です。次の41ページが配置図です。申請者はコンビニエンスストア業等を営む法人で、当該土地を借受け、駐車場を拡張整備する計画です。42ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の43ページにお示ししておりますとおり、申請地は西側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設であるみずの内科・血圧心臓クリニック及び公益的施設であるひかりの丘保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の3番上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年11月29日の午前、私と山崎推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の東及び南側に農地が接しておりますが、目隠しフェンスやメッシュフェンスを設置し土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行い

ます。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

- 議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更につきまして上程いたします。番号1及び番号2につきまして事務局に説明を求めます。

- 事務局 同一事業者より同様の転用の目的の変更で事業計画変更の議案が出されておりますことから事業計画変更の番号1並びに2番を併せてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。事業計画変更番号1並びに2の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。既に令和4年11月18日付け、合志市指令農委第97、98号で許可しております案件の転用目的を建売住宅（19並びに6区画）から特定建築条件付売買予定地（19並びに6区画）への事業計画の変更です。議案書別紙の44ページをお願いします。図面中央右側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、その東側の太枠斜線部分が番号2の申請地で、西合志中学校の東に位置する農地です。次の45ページが番号1の申請地の現況です。46ページが番号1の変更前で47ページが変更後の配置図です。防火水槽が増え、配置が若干変更されておりますが、事業面積は当初から変わっておりません。変更後は特定建築条件付売買予定地19区画を整備する計画です。次の48ページが番号2の申請地の現況です。49ページが番号2の変更前で50ページが変更後の配置図です。ごみ置き場の位置など配置が若干変更されておりますが、事業面積は当初から変わっておりません。変更後は特定建築条件付売買予定地6区画を整備する計画です。51ページをお願いします。まず、事業計画変更の1番、括弧1の立地基準についてですが、次の53ページにお示ししておりますとおり、申請地番号1は約5.4haの農地が連たんした区域内に存在します、申請地番号2は農地の広がり、は申請地のみであることから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。今回の事業計画の変更に合わせて、工事期間を令和5年12月25日までであったのを令和7年12月末までへと変更されています。内容を審査したところ適当であると判断し、変更内容に問題はありません。事務局からは以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更番号1及び番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更番号1及び番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） なお番号1につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第4条第4項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福島求仁子君） 続きまして第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。つきましては、その当事者であります安武推進委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書7ページをお開きください。第4号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。次の8ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の12月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。次の9ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。次に10ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は138,482㎡です。次の12ページをごらんください。今月の利用権設定申出書・計画書の件数は15件です。1番から12番までが再設定です。13番から15番が新規です。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、米	10年	米60 k g
番号 2、使用貸借、飼料作物・米	10年	0円（18筆）
番号 3、使用貸借、稲・アスパラガス等	10年	0円（4筆）
番号 4、使用貸借、稲・WCS等	10年	0円（7筆）
番号 5、賃借権、芝	5年	25,000円（3筆）
番号 6、賃借権、アスパラガス	5年	20,000円
番号 7、賃借権、米	5年	米60 k g
番号 8、賃借権、稲	5年	15,000円
番号 9、賃借権、稲	5年	15,000円
番号 10、賃借権、稲	5年	米60 k g（2筆）

番号 11、賃借権、たばこ	5年	米40～60kg（3筆）
番号 12、賃借権、すいか	2～5年	23,000円（4筆）
番号 13、賃借権、飼料作物	10年	13,000円（8筆）
番号 14、賃借権、芝	5年	15,000円（2筆）
番号 15、賃借権、稲	5年	10,000円

次は中間管理機構を通じた貸し借り、再配分と一括方式について説明いたします。議案書16ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。利用券設定（中間管理機構）再配分の番号1番の内容を説明いたします。番号1は賃借権です。利用内容は普通畑です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、29,000～46,100円です。次に利用権設定（中間管理機構）一括方式の番号1番をご覧ください。内容について説明いたします。番号1番は賃借権です。利用内容は普通畑と水田です。利用期間は10年、10a当りの賃借料は、12,000～18,000円です。次の17ページをご覧ください。所有権移転です。2件あります。次の14ページをご覧ください。所有権移転です。1件あります。以上第4号議案は農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えられます。最後に農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。今回の合意解約件数は 4件 10,524㎡でございます。内契約予定件数が 4件 10,524㎡でございます。

今回の4件すべて、次の契約が予定されております。これで第4号議案の説明を終わります。

○議長（福島求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○議長（福島求仁子君） はい、坂口委員。

○13番（坂口正子君） 17ページの2番の農業法人の〇〇が贈与となっているんですが、法人がどういう形で贈与を受けられるのですか？

○事務局長 通常、法人が農地を所有する場合、農地所有適格法人でなければならないとなっております。この法人さんはですね、もう以前に農地所有適格法人であるかどうかの審議はこの総会の場で行っていきまして、適格法人と認められておりますので申請が出れば受け付けることができるとなっております。贈与ということにつきましては、本人さんと法人さんとの間で、お互いが納得しているのであれば問題ありません。

○議長（福島求仁子君） ほかに何かありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書18ページをお開きください。賃借希望が4件あっております。申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。続けて申請地の場所を説明いたします。19ページをご覧ください。番号1の申請地です。合生住宅の西側になります。これまでの耕作者が辞められたため、次の耕作者を探してほしいとの申し出です。あっせん委員についてですが申出地区の担当委員であります清原農業委員、清原推進委員にお願いいたします。続きまして、20ページをご覧ください。こちらが番号2・3・4の申請地です。六華こども園の西側、辻区公民館の北側に位置する農地で隣り合った3筆です。こちらの農地につきましてもこれまで耕作されていた方が辞められたため新たな耕作者を探してほしいとの申し出です。あっせん委員についてですが申出地区の担当委員であります高島農業委員、坂口農業委員、緒方推進委員にお願いいたします。委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福島求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦労でございますがよろしくお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の21ページをお開き願います。今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては2件の届出があります。場所が隣り合ったものとなりますのでまとめて説明いたします。議案書の22ページをお開きください。こちらが番号1と2の届出地になります。百合ヶ丘保育園の東側に位置する農地です。23ページが字図を拡大したもので地番に下線が引いてあるものが申請地です。番号1には2階建ての共同住宅を建設予定です。申請のため測量を行った結果、東側の宅地のブロック塀が建設予定地にはみ出していることが分かったため、はみ出している部分を分筆し東側の宅地拡張として申請したのが番号2の斜線部分となります。

事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第2号報告、非農地判断につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の24ページをお願いいたします。農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました農地につきまして報告いたします。今回非農地と判断したのは表のとおりです。25ページが位置図です。東京エレクトロンの北西側になります。27ページが現地写真です。9/29に岡田農業委員、吉岡推進委員と事務局で現地を確認したうえで非農地の判断を行いました。なお、非農地判断となりました農地の地権者の方には地目の変更を法務局で行っていただくよう通知しています。事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号報告、非農地判断につきまして説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第2号報告、非農地判断につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福島求仁子君） 以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

4.閉 会

○事務局長 それでは、長時間にわたります慎重審議有難うございました。以上を持ちまして、「令和5年12月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。
皆さん大変お疲れ様でございました。

- - - - - ○ - - - - -

閉 会 午後2時40分